

個別約款（プラス割料金契約）

2022年10月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

目 次

| | |
|----------|---|
| 1. 用語の定義 | 1 |
| 2. 適用条件 | 1 |
| 3. 料 金 | 1 |
| 4. 割引制度 | 1 |
| 5. 精 算 | 1 |
| 6. その他 | 2 |
| 付則 | 2 |
| (別 表) | |
| 料金表 | 3 |

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「プラス割料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、プラス割料金契約を締結したお客さまが、プラス割料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまがプラス割料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料 金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金及び基準単位料金（基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金））を適用して料金を算定します。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。

4. 割引制度

- (1) プラス割料金契約の需要場所において、大阪ガス株式会社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

ア 電気セット割引

割引額＝3に定める料金×3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただけます。

5. 精算

お客さまは、大阪ガス株式会社との電気の需給契約終了後もプラス割料金契約を継続される場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引

の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするとともに、適用終了後の期間について、適用すべき条件に基づいて算定したプラス割料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年10月1日から実施いたします。

(別 表)

料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

ア 基本料金

| | |
|----------------|-------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1, 103. 19円 |
|----------------|-------------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|----------|
| 1立方メートルにつき | 139. 51円 |
|------------|----------|

② 料金表B

ア 基本料金

| | |
|----------------|-------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1, 106. 86円 |
|----------------|-------------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|----------|
| 1立方メートルにつき | 139. 33円 |
|------------|----------|

③ 料金表C

ア 基本料金

| | |
|----------------|-------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1, 147. 60円 |
|----------------|-------------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 138.51円 |
|------------|---------|

④ 料金表D

ア 基本料金

| | |
|----------------|-----------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1,258.62円 |
|----------------|-----------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 137.40円 |
|------------|---------|

⑤ 料金表E

ア 基本料金

| | |
|----------------|-----------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1,908.43円 |
|----------------|-----------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 134.15円 |
|------------|---------|

⑥ 料金表F

ア 基本料金

| | |
|----------------|-----------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 2,977.88円 |
|----------------|-----------|

イ 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 132.02円 |
|------------|---------|

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金(基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金)といたします。